2 0 1 2年 2月 9日改版
2 0 1 2年 3月 6日改版
2 0 1 4年1 0月1 6日改版
2 0 1 4年1 2月1 0日改版
2 0 1 6年 2月2 9日改版
2 9 1 6年 5月25日改版

ニアショア事業実施規約

一般社団法人ニアショアIT協会

この規約は一般社団法人ニアショアIT協会(以下、協会と称する)の会員企業が当協会の顧客や組織またはシステムを利用してニアショア事業を実施する場合に適用するものである。

1. ニアショア事業の定義

ニアショア事業とは当協会の広告宣伝勧誘活動により、発注元となった非会員企業や当協会の会員など、都市圏の企業からの依頼に応じ、主に地方の会員企業がシステム開発・保守、基盤構築・保守などのICT関連業務を受注し実施することと定義する。なお、都市圏の会員企業間または地方の会員企業間における従来の取引きについては本規約を適用しないものとする。

2. 入会審査、手続き

協会本部および支部は入会申請がある場合、所定の審査を実施する。基準に満たない場合は入会を認めない。ニアショア事業を実施しようとする会員企業は、入会時および協会の求めに応じて、次の書類を提出または締結しなければならない。

なお、ニアショア事業の円滑な運営のため、企業調査票および情報セキュリティ調 査票については、会員企業の求めに応じて随時開示を行う。

会員の中でニアショア事業を実施できるのは次項に定義するフロント企業とニアショア企業、および準会員とする。

- ① 入会申込書
- ② 企業概要調査票
- ③ 情報セキュリティ調査票

ただし、ISO27001 (ISMS) またはプライバシーマークを取得している企業は、本調査票を提出する必要はない。

3. フロント企業

フロント企業は発注企業の契約窓口となり、受注活動から開発終了までの全ての工程に関わり、業務の円滑な推進を主導する。

- ① 要件の調整・確定、設計業務、ニアショア企業が製造したプログラムの検証
- ② 開発スケジュールの調整、決定

- ③ 開発費用(受注金額)の決定
- ④ ニアショア企業への発注金額の調整、決定
- ⑤ ニアショア企業への業務仕様、開発環境等の説明、進捗管理
- ⑥ ニアショア企業への情報セキュリティ規約の教育
- ⑦ ニアショア企業への開発標準の説明

4. ニアショア企業、個人会員

ニアショア企業はフロント企業と連携し、製造工程を中心とした業務推進に当たる

- ① 業務要件の確認、見積もり、工数、受注額の調整
- ② 開発体制の整備
- ③ 製造工程を中心としたシステムの開発
- ④ 複数のニアショア企業が連携して事業を担当する場合は、開発体制の管理

5. 準会員

準会員は正会員までの準備期間として設け、協会の活動方針に賛同し、実際にニアショア事業を実施する企業とする。

- ① 準会員の期間は1年とする
- ② 準会員の権利
 - ・当協会が管理するニアショア案件情報や要員情報を閲覧することができる。
 - ・正会員が対応できない案件について、受注することができる。
 - ・正会員と共同してニアショア事業を実施できる。
 - ・総会で議決権は有さない。
 - ・役員に立候補することはできない。

③ 準会員の義務

- ・協会が定める諸規則従い活動を行うこと。
- ・ニアショア事業を実施する場合は、本規約および協会の「ニアショア業務の進め 方(2014.7.31)」に則り業務を進めること。

また、当協会の求めに応じて進捗状況を報告すること。

6. 協会本部の役割

協会本部はニアショア事業推進にあたり、定款に記する事業の他、次の活動を行う。

- ① 顧客からの案件依頼や問い合わせ時の一次窓口
- ② 受注するフロント企業の選定調整
- ③ ニアショア案件の会員への情報連携
- ④ フロント企業とニアショア企業間の調整や問題が発生した場合の仲裁
- ⑤ 情報セキュリティ規約の制定と改廃
- ⑥ 開発標準の制定と改廃

7. 協会支部の役割

ニアショア企業をとりまとめる組織として、支部を置く。支部は本部と連携しニア

ショア事業の円滑な推進に努める

- ① ニアショア案件発生時のニアショア企業への情報の連携
- ② ニアショア企業サイドの開発体制の調整、決定
- ③ 開発時に発生するニアショア企業間の諸問題への対応
- ④ ニアショア企業の勧誘、募集

8. 著作権

ニアショア開発により発生する著作権は、発注企業またはフロント企業の定めによるものとする。

ただし、定めがない場合、または発注企業またはフロント企業の承諾を得られる範囲 で協会は著作権を利用できるものとする。また、業務、技術に関して習得した知識、 技能についても同様に取り扱う。

これにより開発ノウハウを協会に蓄積し、同業務や類似業務の品質および生産性の向上を図る事を目的とする。

9. 開発標準

開発手順・基準やドキュメント様式およびプロジェクト管理ツールの使用(以下、開発標準)については発注企業またはフロント企業の指定によるものとする。

指定がない場合は、協会で用意する開発標準を利用するものとする。ただし、納期、 開発費用などの諸条件により、一部を省略することができる。この場合、発注企業、 フロント企業およびニアショア企業が合意の上、さらに納期、品質を担保できること を条件とする。

10. 報告の義務

協会は会員企業間で行われるニアショア開発に対して、円滑な業務遂行を期する。 ただし、"14.手数料"の算出、実施案件の把握、各種の問題が発生した場合の支援・ 仲裁のため、ニアショア実施企業は協会本部に対して下記の情報提供を行う。

特にニアショア開発継続に関する問題が発生した場合は、速やかに協会に報告しなければならない。協会は問題の重要度に応じて事業実施企業や他の会員に協力を要請し解決に当たる。ただし、協会本部への報告が機密情報の漏洩に当たると判断される事項についてはこの限りではない。

- ① 対象案件の発生に関すること。業務概要、規模、期間、開発標準
- ② 対象案件の受発注確定に関すること、およびその金額
- ③ 対象案件の開発体制、スケジュール
- ④ 対象案件の終了
- ⑤ 対象案件の存続に関わる重篤な事項の発生および企業間のトラブル
- ⑥ 情報の漏洩に関すること
- ⑦ その他、本部、支部が求める事項

11. 情報セキュリティへの取り組み

会員は情報セキュリティ確保に最大限の努力と細心の注意を払い、発注企業の安心

と信頼確保に努める。

フロント企業は発注企業から情報セキュリティに関する契約の締結、環境の整備を 要請された場合は、ニアショア企業へ同様の要請を行うことを基本とする。なお、発 注企業からの要請事項が協会の規約と異なる場合は、発注企業を優先する。

また、発注企業からの要請がない場合は協会の規約を最低基準として、フロント企業の規約がこれを上回る部分についてはフロント企業の裁量による。

12. 機密保持への取り組み

会員は業務遂行上、知り得た業務またはシステムに関する機密情報を漏洩してはならない。フロント企業は発注企業と締結する機密保持契約と同じ内容をニアショア企業と締結しなければならない。

13. 入会金

入会する会員は、次の入会金を納めなければならない。 入会金は返金しないものと する。準社員は入会までの予備期間として入会金を納める必要はない。

- ① フロント企業: 50,000円
- ② ニアショア企業:30,000円
- ③ 個人会員:5,000円

14. 年会費

フロント企業、ニアショア企業は年会費として、24,000円を納めなければならない。入会した年度の年会費は会計年度を1月から12月として、入会月から年度末までを月割りして納める。年度途中の退会の場合、納めた年会費は返金しないものとする。また、個人会員の年会費は6,000円とする。準社員は入会までの予備期間として年会費を納める必要はない。

また、定款で定める賛助会員の年会費は20,000円とする。

15. 手数料

協会から発注企業の紹介を受け、または協会の組織、会員を利用して事業を実施した企業は年会費とは別に、事業の売上げに応じて以下の手数料を支払う。この手数料は協会の活動資金として繰り入れ、活用する。

① フロント企業

協会に顧客の紹介を受け業務を受注した場合

受注額-ニアショア企業へ発注した金額の1%

*フロント企業の既存顧客からの受注業務である場合は、手数料は発生しない

- ② ニアショア企業、準会員
 - フロント企業または協会に紹介された企業から受注した金額の1%
- ③ 協会の広告宣伝活動により受注した場合 受注総額の1%とし、ニアショア事業でない場合も適用する

16. ニアショア事業の再委託の制限

ニアショア企業はフロント企業から受注し、または協会に斡旋されたニアショア開発業務を発注規模の大小に関わらず、協会に未加入の企業に発注することはできない。 ただし、入会を前提(準会員も可)とする場合は発注可能とする。

17. 罰則

この規約に違反があった場合、理事会で協議の上、処遇を決定する。 以上